

建設産業常任委員会

- 1 開 議 平成27年9月15日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 議会棟第1会議室
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第72号 平成26年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

建設産業常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	高	崎	和	夫	出席
委員	印	南	久	雄	出席
	印	南	好	男	出席
	小	林	正	勝	出席
当局	平	山		稔	出席
	大	城	誠	美	出席
事務局	菊	池	康	弘	出席

◎開 会

午前 10時 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は5名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、平山水道部長、大城水道課長です。

◎議案第72号 平成26年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第72号 平成26年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（平山 稔君） 座ったまま失礼いたします。それでは、議案第72号 平成26年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の123ページをごらんください。平成26年度大田原市水道事業剰余金処分計算書についてご説明申し上げます。表の一番上に当年度末残高と記載されております平成26年度末の剰余金残高のうち、未処分利益剰余金4億9,363万4,406円について議会の議決を求めるものでございます。処分の方法につきましては、未処分利益剰余金4億9,363万4,406円のうち、平成26年度純利益1億99万444円からみなし償却財源の収益価額6,305万299円を差し引いた3,794万145円を減債積立金に積み立て、残りの4億5,569万4,261円を自己資本金へ組み入れるものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） 座ったままで説明させていただきます。

まず、お配りした冊子のほうの資料7をごらんいただきたいと思います。17ページを開いてください。大田原市水道事業決算書17ページの水道事業会計損益計算書をごらんいただきたいと思います。損益計算書の一番下に当年度未処分利益剰余金が4億9,363万406円とあります。これは、当年度純利益1億99万444円と、その他未処分利益剰余金変動額3億9,264万3,962円の合計額になります。

なお、前年度繰越利益剰余金はゼロ円です。

次のページの18ページをごらんください。この剰余金計算書は平成26年度1年間の資本金と剰余金の動きを一覧表にまとめたもので、表中の利益剰余金欄をごらんいただきたいと思います。未処分利益剰余金の一番上の前年度末残高3,222万2,808円は平成25年度の純利益でありまして、これを地方公営企業法に基

づき、前年度議決をいただいた全額を減債積立金へ処分したということであります。減債積立金へ全額積み立て処分いたしましたので、減債積立金がふえまして、繰り越し利益剰余金はゼロとなりました。

その下が当年度の変動額でありまして、未処分利益剰余金 4 億 9,363 万 406 円、これはみなし償却廃止に伴う移行処理、これはみなし償却していなかった資産の取得財源の平成 25 年度までの純収益化累計額となります。それが 3 億 6,042 万 1,154 円と、平成 26 年度の減債積立金の取り崩し額 3,222 万 2,808 円と、当年度の純利益の 1 億 99 万 444 円の合計額になります。

また議案書にお戻り願いたいと思います。タブレットの 5 ページ、議案書 125 ページなのですが、会計基準の見直しに伴い発生した未処分利益剰余金の処分の考え方をごらんいただきたいと思います。平成 26 年 4 月 1 日から新しい地方公営企業会計基準が適用され、みなし償却制度の廃止、組入資本制度の廃止、引当金計上の義務づけなど、従前の会計処理が大幅に変わりました。平成 26 年度の決算は、新しい会計基準による初めての決算となります。適用に伴い、財務諸表の 1 つである貸借対照表、これは資料 7 のほうの決算書 20 ページ、21 ページになります、に 4 億 9,363 万 4,406 円という多額の当年度未処分利益剰余金が計上されております。これは先ほど説明した決算書の損益計算書に計上されているとおり、平成 26 年度の純利益 1 億 99 万 444 円と、その他未処分利益剰余金変動額 3 億 9,265 万 3,962 円の合計額であります。

この当年度未処分利益剰余金ですが、大きく 2 つに分別されます。①としまして、みなし償却をしていなかった資産の財源、国庫補助金などですね、の収益価額と、②、平成 26 年度に取り崩した減債積立金です。

①はみなし償却制度廃止に伴い発生したもので、固定資産の中には、浄水場建設費や配水管布設など資産取得のため国庫補助金などを財源として充当したものの、みなし償却をしなかった資産があり、この財源を再度減価償却に合わせて収益したことにより、計上されたものです。

②は組入資本制度の廃止に伴い発生したもので、文字どおり平成 26 年度の企業債元金償還の財源として取り崩したものであります。

このように、工事費や元金償還金に使ってしまった財源が、新会計基準の適用により、再度利益あるいは利益剰余金として計上されることとなり、当年度未処分利益剰余金が大きく増となったわけであります。

では、この多額の未処分利益剰余金をすべて積立金に処分し、翌年度以降の補填財源とすることができるかということ、工事費あるいは現金償還で既に使ってしまった財源から生じた利益や利益剰余金については現金を伴っていませんので、補填財源として使用することはできません。

次のページのフロー図を見ていただきたいのですが、純利益の中で一番上の真ん中の欄の下のみなし償却をしていなかった資産の財源の平成 26 年度の収益価額 6,305 万 299 円を差し引いた従来の利益、純利益に当たります 3,794 万 145 円が翌年度以降の補填財源として使用できる額となります。以上のように、会計基準が変更しなかった場合、これらの利益剰余金が発生することはなかったもので、平成 26 年度の純利益は 3,794 万 145 円であったということになります。

新会計基準の適用により、利益剰余金の中身が複雑化してしまいましたが、従来の利益相当分 3,794 万 145 円を翌年度以降の元金償還のために減債積立金に積み立て、現金として残っていない残余额を自己資本金に組み入れることといたしたいため、本案を提案するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

印南委員。

○委員（印南久雄君） ちょっとここのイメージ、意味がよく理解できないのですけれども、この未処分利益剰余金の変動というのは、字のとおり、変わっていくという意味だと思うのだけれども、この変動額というのはどういう意味なのだか、ちょっと語句の意味を教えてくださいということなのですけれども。

○委員長（君島孝明君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） この変動額といいますのは、例えば今回みなし償却をしていなかった資産の取得財源、フロー図の一番下にあるのですが、25年度までの収益化累計額が計上されています。これが来年度は、25年までの累計で計上しましたので、来年からはこれがなくなりまして、上のはもう取り崩した分だけがなくて、常に変わるものですから、そういうのが……

（「そういう意味ね。取り崩し」と言う人あり）

○水道課長（大城誠美君） はい。

○委員長（君島孝明君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） これ、25年度末までの収益化というと、いつからなのですか、これは。

○委員長（君島孝明君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） これは、会計基準が変わりまして、平成26年4月1日時点の見直しをしたのですね、資産を全部。それで、黒羽とかの建設したものの中でみなし償却をしていなかった資産がありましたので、それを全て計算し直しまして、つくったときからしていなかった施設としている施設が混在していたのが原因で、今回会計基準の見直しに合わせて見直した額となっております。

（「わかりました」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） よろしいですか。

高崎委員。

○委員（高崎和夫君） なかなか難しいですけれども、今の説明、平成25年の純利益は3,222万2,808円ということですね。これでいいのですよね。

（「はい」と言う人あり）

○委員（高崎和夫君） その形でいくと、26年度の純利益というのは3,794万145円ということ、そういうことでいいのですよね。

○委員長（君島孝明君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） そういうことになります。

（「そうですね」と言う人あり）

○水道課長（大城誠美君） 来年度、今回議決をいただければ、この3,794万145円が27年度の減債積立金としてまた計上したいと考えております。

（「それならいいですね」と言う人あり）

○水道課長（大城誠美君） はい。

（「はい、わかりました」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 水道部長。

○水道部長（平山 稔君） 補足させていただきますけれども、要するに3,794万145円というのは現金の裏づけがあるものでございまして、今回この会計制度が変わりまして、帳簿上のお金の動きだけが大きく変わりますけれども、実際、従来で言うと、先ほどご説明しましたけれども、現金としての収入は3,794万145円ということが実際現金裏づけのある収入ということになりますので、その点をよくご理解願いたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） この現金の動いた純利益というのですか、そういう中での比較ということで25年度との比較をすると、26年度のほうが幾分、3,700万円ですから、純利益はあったという考え方ですよ。ただ、やはり、純利益があったといいながらも、今度はここにまたいろんな工事費等が出てくると、この数字というのはこれで、この3,700万円、水道料金の値上げとか何かなければ、大体平均的にはこら辺の純利益というのですか、そこから推移する可能性を、この2年間を見ればそんな感じで見られるというふうに理解していいですか。

○委員長（君島孝明君） 水道部長。

○水道部長（平山 稔君） 水道、料金収入につきましては、ここ数年若干微減してございます。将来的にもこの傾向が続くだろうというふうには予想しておりまして、ただこれを補うものとして、一般会計からの補助金であるとか、そういうものを当面充てているという状況でございまして、将来にわたって微減がさらに強い傾向が出てくれば、将来的に料金の値上げとかというものを検討せざるを得ないだろうというふうには考えてございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第72号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 平成26年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案を可とすることに決しました。

◎閉 会

○委員長（君島孝明君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時14分 閉会